

# 学校法人 悠久崇徳学園 長岡看護福祉専門学校

## 介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

### 第1章 総則

（目的）

第1条 本校は、介護福祉士実務者研修を実施する養成施設として専門的知識及び技術を教授し、あわせて豊かな人間性を養い、人々の健康と福祉に寄与し、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

（設置主体）

第2条 学校法人 悠久崇徳学園をその設置主体とする。

（所在地）

第3条 所在地は、新潟県長岡市上富岡町 1961 番地 21 とする。

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は、次のとおりとする。

長岡看護福祉専門学校 介護福祉士実務者研修（通信課程）

### 第2章 養成課程、修業年限、在籍限度年数、入学定員、学級数

（養成課程、修業年限、在籍限度年数、入学定員、学級数）

第5条 本校の養成課程、修業年限、在籍限度年数、入学定員及び学級数は、次のとおりとする。

養成課程	修業年限	在籍限度年数	入学定員	学級数
実務者研修（通信課程）	6 か月	2 年	24 名	1 学級

（履修方法）

第6条 本校の養成課程の科目、時間数、履修方法、修了認定科目は、別表1のとおりとする。

（休業日）

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、学校長が必要と認めた場合は、休業日を変更することができる。

- (1) 年末年始 12月29日～1月4日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日

### 第3章 入学選考、入学

(入学時期)

第8条 入学時期は、各開催時期の初日とする。

(入学資格)

第9条 入学できる者は、第6条に定める課程の全てを修了することが可能な者とする。

(入学者の選考)

第10条 入学申込書(様式1)の提出が受理された順に合格者を決定する。

(入学手続き、入学許可)

第11条 前条の合格者は、指定の期日までに所定の学費と諸経費を納入しなければならない。

2 学校長は、前項の入学手続きを完了した者に対して、入学を許可する。

(退学)

第12条 退学を希望する場合は、退学届(様式2)を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

2 学校長は、次の各号に該当する者に対し、退学を命ずることができる。

- (1) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (2) 学校の秩序を乱す等本校の学生として容認できないと認められる者
- (3) 正当な理由なく、学費その他の納入金の納入を怠る者

(休学)

第13条 学生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとするときは休学願(様式3)を提出し、学校長の承認を得なければならない。休学届が承認された場合、履修した所定の科目の試験の成績は在籍限度年数の期間にかぎり有効とする。

(復学)

第14条 休学中の者が復学を希望する場合は、復学願(様式4)を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

### 第4章 履修の評価及び、補講、修了の認定

(履修の評価)

第 15 条 履修の評価は、次のとおりとする。

- (1) 通信の科目の評価は、履修した所定の科目において実施する筆記試験、レポート等の成績に基づき評価する。成績評価の表示は、合格もしくは不合格とし、総正解率が 6 割以上の場合を合格とする。
- (2) 介護過程Ⅲの評価は、所定の面接授業の時間をすべて履修した者に実施する実技試験と筆記試験の個々の成績に基づき評価する。成績評価の表示は、合格もしくは不合格とし、総正解率が 6 割以上の場合を合格とする。
- (3) 医療的ケアの評価は、所定の科目において実施する筆記試験、レポート等が合格した後、演習の 5 行為の評価項目に基づいて評価する。成績評価の表示は合格もしくは不合格とする。筆記試験は総正解率が 6 割以上の場合を合格とし、演習は所定回数以上の演習を行った上で、5 行為の評価項目すべてが「手順どおり実施できている」と評価された場合に合格とする。

(課程修了の認定)

第 16 条 課程修了の認定は、所定の科目がすべて合格した者に対して学校長が行う。

(補講、再試験)

第 17 条 補講及び再試験は、次のとおりとする。

- (1) 通信の科目の筆記試験、レポート等の評価が合格に達しなかった者に対して、再試験を行うことができる。なお、その際の費用は 2,400 円（再試験代 1,400 円、事務手数料 1,000 円）とし、通信費用は学生が負担する。
  - (2) 介護過程Ⅲの実技試験が合格に達しなかった者に対して、補講及び再試験を行うことができる。なお、その際の費用は 6,400 円（補講代 3,000 円、再試験代 2,400 円、事務手数料 1,000 円）とする。
  - (3) 介護過程Ⅲの筆記試験が合格に達しなかった者に対して、再試験を行うことができる。なお、その際の費用は 3,400 円（再試験代 2,400 円、事務手数料 1,000 円）とする。
  - (4) 医療的ケアの演習が合格に達しなかった者に対して、補講を行うことができる。なお、その際の補講代は各行為につき 3,400 円とし、その他事務手数料は 1,000 円とする。
- 2 前項の (2) (3) (4) は、いずれも原則 1 回までとし、評価が不合格であった場合、当該科目の履修は無効とする。

(他研修等の修了認定)

第 18 条 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

(介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係)」(平成23年10月28日社援発1028第1号厚生労働省社会・援護局長通知)等の関係通知に基づき、地域の団体等で実施されている研修であって、一定の内容・質が担保されているものを修了した場合には、相当する科目について本校で履修し修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の修了認定を希望する者は、認定研修実施者から交付を受けた研修の修了証明書等の写しを提出しなければならない。

(修了証明書の交付)

第19条 学校長は、第16条により修了を認定された者に対して、修了証明書(様式5)を交付する。

## 第5章 学費、諸経費

(学費、諸経費)

第20条 研修の学費は、次のとおりとする。

区分	学費
無資格者	120,000円
介護職員初任者研修修了者	95,700円
訪問介護員養成1級課程修了者	54,300円
訪問介護員養成2級課程修了者	95,800円
訪問介護員養成3級課程修了者	114,300円
介護職員基礎研修修了者	22,300円

- 2 指定テキストにかかる費用は、別途、研修の諸経費として徴収する。
- 3 通信費用については、学生が負担する。
- 4 書類等の再交付にかかる事務手数料は1,000円とする。

(学費及び諸経費の納入)

第21条 学費及び諸経費については、所定の期日までに納付しなければならない。ただし、特別な事由があると学校長が認めた場合には、期間を定めて延納又は分納させることができる。

(学費及び諸経費の返還)

第22条 学費及び諸経費は、原則、返還しない。

## 第6章 教職員の組織

(教職員の組織)

第 23 条 本校に次の教職員を置く。

学校長	1 名
教務に関する主任者	1 名
介護過程Ⅲ担当教員	1 名以上
医療的ケア担当教員	1 名以上
その他添削・演習補佐の教員	1 名以上
事務職員	1 名以上

## 第 7 章 賞罰

(表彰)

第 24 条 学校長は、次の各号に該当する者がある場合は、表彰する。

- (1) 学業、人物ともに優秀で他の学生の規範となる者
- (2) 善行があつて、他の学生の規範となる者

(懲戒)

第 25 条 学校長は、学則に違反し、又は本校の学生として容認できない行為をした者がある場合、懲戒することができる。

- 2 懲戒処分は、第 12 条 2 項に定める退学とする。

## 第 8 章 学則の改正

(学則の改正)

第 26 条 この学則の改正は、学校長が決定し学校法人悠久崇徳学園理事会の承認を得る。

## 第 9 章 補則

(施行細則)

第 27 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、学校長がこれを定める。

附則

- 1 この学則は平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は平成 30 年 5 月 1 日から施行する。なお、平成 29 年度までに入学し、在籍中の者についてもこれに準じる。